

平成26年( )第 号  
 損害賠償請求事件  
 原告 吉田 益夫  
 被告 有限会社銀徳 外1名

証 拠 説 明 書

平成27年3月 9日

和歌山地方裁判所 御中

原告 吉田 益夫



原告は次の通り証拠説明をする。

甲	題目	作成年月日	原写	作成者	立証趣旨等
1	被告及び被告代理人からの通知書	平成26年 2月19日	写し	被告	スレッドのURLを指定せずにスレッドの中の投稿をすべて削除しろと要求を行っている。
2	原告の被告代理人に対する回答書	平成26年 2月28日	写し	原告	司法判断を求めるときには、スレッドのURLと投稿番号を指定を依頼している。
3	仮処分申立書	平成26年 5月13日	写し	被告	スレッド自体のURLは指定されているが、指定されたスレッドの投稿は全削除を要求している。
4	答弁書	平成26年 6月29日	写し	原告	原告は仮処分申立書に対する答弁書で違法性を主張できない投稿については削除すべきではないと主張している。
5	仮処分決定書	平成26年 6月24日	写し	和歌山地方 裁判所	指定されたスレッド内のすべての投稿の送信削除しろとの決定が下りる。
6	仮処分命令措置完了通知（スレッド番号誤記、正しくは2446と2447）	平成26年 7月7日	写し	原告	仮処分決定に従って、指定URLのスレッド内のすべての投稿の削除を行っている。
7	平成26年（ワ）第396号発信者情報開示等事件の訴状	平成26年 2月28日	写し	被告	被告が仮処分の本訴訟を提起した。

甲	題目	作成年月日	原写	作成者	立証趣旨等
8	平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の判決文	平成26年10月29日	写し	和歌山地方裁判所	本訴訟の判決が平成26年10月29日に出ている。その中で削除対象から外れている投稿が出る。
9	保全異議申立書	平成26年11月17日	写し	原告	削除対象から外れた投稿を原状復帰のために仮処分決定に異議を申立。
10	一部取下書	平成26年12月2日	写し	被告	被告は仮処分対象から外れたもの以外の仮処分申立を取り下げる。
11	催告書	平成26年12月8日	写し	和歌山地方裁判所	原告は担保権利者として訴え提起の裁判手続により権利の行使をすることを催告されている。
12	削除対象から外れた投稿リスト(丸印)	平成26年10月29日	写し	原告	平成26年10月29日の判決で削除対象から外れた投稿。
13	調停申立書	平成26年12月16日	写し	原告	原告は権利の行使の手続として民事調停を申立てた。
14	調停不成立等証明書	平成27年3月6日	写し	和歌山簡易裁判所	平成27年2月25日民事調停が不成立となり本訴えを提起した。